

隠岐海区便り (Vol.78)

◎第321回(第21期第12回)隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：葛西、佐々木、升谷、吉田、亀谷、濱田、林委員

欠席委員：前田、長府、福山委員

開催日時：令和元年6月18日(火) 14:05～15:40

開催場所：隠岐郡隠岐の島町西町 漁業協同組合 JF しまね西郷支所3階会議室

議題

- (1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について(諮問)
 - ・令和元年漁期におけるサバ類、ズワイガニ、クロマグロのTAC
- (2) 令和2年度全漁調連(日本海ブロック会議)への要望事項について(協議)
- (3) 水産政策の改革について(報告)
- (4) その他

◎委員会での検討結果は次のとおりです。

(1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について(諮問)

令和元年漁期のサバ類、ズワイガニ、クロマグロのTACについて、島根県への配分量を定めた旨が国から示され、これに伴い県の管理計画を変更することについて知事から本委員会に対して諮問がありました。

- さば類：25,000トン
- ズワイガニ：若干
- クロマグロ：大型魚 変更前23.3トン→変更後22.7トン
 - ◇ 小型魚 変更前79.0トン→変更後79.6トン

審議の結果、これらの諮問について、異議のない旨を答申することが決定されました。

(2) 令和2年度全漁調連(日本海ブロック会議)への要望事項について(協議)

全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項について連合海区事務局より要望案の提出がありました。

【要望の概要】

- 水産政策の改革の大きな柱の一つである資源管理を漁業者が安心して取り組めるよう、関係者への説明を通じて十分な理解を得ながら推進すること。
- 定置網など選択的に漁獲ができない漁業においては、資源管理対象種の漁獲を避けるために休業を余儀なくされるおそれがあることから、経営に支障が出ないよう十分な対策を講じること。
- クロマグロの資源管理に係る対策等の充実
- 北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対する漁業者の安全確保
- 日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化

協議の結果、原案どおり要望することに決定されました。

(3) 水産政策の改革について（報告）

- 国の水産政策の改革による資源管理の内容について以下の通り県より説明がありました。
 - 国は漁獲量で資源管理をしたいと考えている。
 - 資源管理の流れとして、従来の資源調査・資源評価の後に資源管理目標を追加し、資源管理目標設定の後に TAC・IQ を設定し、操業を行う流れ。
 - 現在の資源管理は主要種について、安定した加入が見込める最低限の親魚資源量への維持・回復を目指した資源管理を実施している。
 - 今後は目標管理基準値と限界管理基準値を設定し、これらを基に資源管理を実施する。
 - TAC 対象魚種を漁獲量ベースで 8 割（現在は 6 割）を目指す。
 - 4 月に行われた水産政策審議会でも優先的に資源管理を行う資源として、スケトウダラ、ホッケ、マサバ、ゴマサバが提示された。
 - 国が 6 月 1 2 日に管理目標の案や漁獲シナリオの案を採用した場合の資源量・漁獲量の予測を提示した。
 - 今後は、漁業関係者との意見交換を行い、理解を得たうえで漁獲量管理を実施する。
- 国の許可制度変更によって県の許可制度を変更する必要があり、許可手続きは下記の通り変更されます。
 - 県の漁業調整規則を継続許可を認める漁業と認めない漁業に区分する。
 - 「継続許可漁業でない場合」や「継続許可漁業だが、既存の許可受有者に加えて新規に許可する場合」は、漁業調整委員会に諮問した上で許可数等を公示して許可を発給する。
 - 既存許可受有者から、漁業の許可を引き継ぐ場合は、承継許可が可能。
 - 新規許可等の場合は、海区漁業調整委員会への諮問や公示が必要となるため、許可に至るまでに一定の期間を要する。